

## 利用規約

### 各種トラブルについて

#### 1. 事故

お客様自身の状況(ケガ、車輛状態等)を把握し二次災害が起きない様に適切な処置をしてください。  
状況に応じて救急車を呼び、警察へ通報し、届出して下さい。

(単独事故でも届出が必要な場合がございます)

日本オートレンタルバイク(TEL06-7177-7860)まで状況の連絡をお願いします。

(営業時間外の場合は連絡が取れませんので、営業開始時間後、速やかに連絡をお願い致します)

**自走不可でレッカーが必要な場合はお客様負担にてお願いします。**

(車輛が破損した場合の無理な走行はお止め下さい)

**車両の修繕費用(部品代、工賃等)はお客様負担となります。**

**修繕不可の場合はご購入契約をして頂きます。**

事故が発生した時点でレンタル契約は終了となり、早期終了による返金等は致しません。

#### 2. 車輛の盗難

警察へ通報・届け出願います。

日本オートレンタルバイク(TEL06-7177-7860)に状況をご連絡願います。

(営業時間外の場合は連絡が取れませんので、営業開始時間後、速やかにご連絡をお願い致します)

**車両賠償はお客様負担となります。**

**万が一盗難された場合はご購入契約をして頂きますので、くれぐれもご注意下さい。**

弁済、購入契約後に盗難車両が見つかった場合は、お客様に盗難車両をお引渡しさせて頂きます。

**その際発生する費用は全額お客様負担となります。**

#### 3. 車輛の故障

日本オートレンタルバイク(TEL06-7177-7860)に状況をご連絡願います。

(営業時間外の場合は連絡が取れませんので、営業開始時間後、速やかにご連絡をお願い致します)

自走不可の場合は代替車輛をご用意します。

**※車輛の故障により利用できなかった不便さ、及び損失等(電話代、休業補償、宿泊代、商業損失、交通費など)の費用、補償はいかなる場合も対応できません。**

#### 4. 交通法規の違反

警察署に出頭して頂き所定の手続き、反則金をお支払いください。

(バイクの駐車違反の場合、後日バイクの所有者へ警察署より連絡が入ります。

その際管轄警察署に「自認書」を提出させて頂きますのでご了承下さい。)

### その他注意事項とお願い

**消耗部品の異常な消耗を発見した場合は部品代金及び交換工賃をご請求させて頂きます。**

**レンタル期間を超過した場合は超過料金をお支払頂きます。**

やむを得ずレンタル期間を過ぎる場合はレンタル期間終期時間までに必ずご連絡下さい。

ご連絡無く超過し、ご連絡が取れない場合、盗難届を提出する場合がございます。

**ガソリンが満タン返しでない場合、給油代行代をお支払い頂きます。**

**車輛が事故、お客様の責任などで使用不能となった場合は休車補償をお支払頂きます。**

利用規約をお読み頂き内容のご理解、ご納得お願い致します。

### 自賠償保険保証対象外事項

レンタル契約者以外の方が運転されていて起きた事故

事故時、警察へ通報と届出を怠り事故証明書の発行が出来ない場合

相手がある事故で、勝手に相手方と示談してしまった場合

ご連絡無しでレンタル期間(時間)を超過し、その間に起きた事故

車輛の放置、盗難、いたずらなどで受けた損害

禁止行為及び交通法規に違反する行為で起こした事故

その他、利用規約に違反している場合

以上、ご不明な点や質問などは、日本オートレンタルバイク(TEL06-7177-7860)までお問い合わせ下さい。